

令和6年6月 14 日
島根県農林水産部沿岸漁業振興課
沿岸・内水面漁業振興係
中山、栗田
TEL:0852-22-5323
FAX:0852-22-6048

邑南町内の養殖場におけるコイヘルペスウイルス（KHV）病の疑い事例の発生について

1. 概要

6月14日（金）に、邑南町の養殖場（江の川水系出羽川周辺）でへい死していたコイについて、島根県水産技術センター内水面浅海部がKHV病の一次検査（PCR検査）を実施したところ、検体4尾中3尾についてKHV陽性と判定されました。

2. 経緯

- （1）6月13日（木）午後、養殖場の所有者から島根県農林水産部沿岸漁業振興課に対し、コイがへい死しているとの通報があった。
- （2）6月14日（金）午前、島根県西部農林水産振興センターが現地調査を行い、コイ4尾のへい死を確認し、検体として鰓（えら）を採取した。
- （3）6月14日（金）午後に島根県水産技術センター内水面浅海部においてKHV病の一次検査を実施したところ、検体4尾中3尾についてKHV陽性と判定された。

3. 対応

- （1）陽性と判定された3尾について、（国研）水産研究・教育機構 水産技術研究所（三重県度会郡南伊勢町）に確定診断を依頼する予定。
- （2）確定診断でKHV病と確定された場合は、関係機関に通知するとともに、現在発動中の島根県内水面漁場管理委員会指示（江の川水系（八戸ダムから上流を除く。）からのコイの持ち出しの禁止）について、再度周知する。
- （3）関係機関と連携し、周辺の個人池や河川等でのコイのへい死の有無について監視を継続する。

（参考）出羽川を含む江の川水系（八戸ダムから上流を除く。）については、本事例発生以前より、島根県内水面漁場管理委員会指示に基づきコイの持ち出しが禁止されています。

島根県内水面漁場管理委員会指示は、こちらからご覧になれます。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/khv/khvshiji.html

- KHV病はコイ特有の病気で、コイ以外の魚類や水産動物、ヒトに感染することはありません。また、仮に感染したコイを食べたり触ったりしても、人体への影響はありません。
- 周辺水域でへい死したコイを見つけた場合は、邑南町産業支援課へご連絡ください。